

# 改正下水道法施行令に関連する関連省令の改正 国交省



このたび平成16年4月1日をもって施行されました、「下水道法施行令の一部を改正する政令」(平成15年政令第435号)に伴い、下水道法施行規則等の関連する省令、告示の改正、新設を行いました。これらの省令、告示は同じく平成16年4月1日にあわせ、施行されています。概要は以下のとおりです。

## 1) 下水道法施行規則の一部を改正する省令

(平成16年国土交通省令第12号)

計画放流水質の定め方について、放流水の水量などを勘案し、科学的な方法を用いて算出すること等を規定しました。

事業計画書の様式について、貯留施設調書の追加、処理施設調書への計画放流水質の欄の追加などを行いました。

## 2) 下水の水質の検定方法などに関する省令の一部を改正する省令

(平成16年国土交通省令・環境省令第1号)

合流式下水道の雨天時放流水質基準を適用する際の降雨について、その降雨量が 10mm 以上 30mm 以下のものとするを規定しました。

汚濁負荷量の総量及び放流水の総量を測定、または推計する方法について規定しました。

## 3) 下水の処理開始の公示事項等に関する省令の一部を改正する省令

(平成16年国土交通省令・環境省令第2号)

合流式下水道の雨天時放流水質基準に係わる放流水の水質検査結果について、降雨の観測日、及び観測地点並びに当該観測地点における降雨量を記録事項として追加しました。

## 4) 下水道法施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項及び第五条の面積を定める省令

(平成16年国土交通省令第13号)

合流式下水道で処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるものについては、雨水吐の構造基準及び、雨天時放流水質基準は20年後から施行されることとしているため、この国土交通省令で定める面積を、単独公共下水道について 1500ha、流域関連公共下水道について処理区域の面積の合計で 5000ha と規定しました。

## 5) 下水道法施行令第五条の五第一号の国土交通大臣が定める排水管の内径及び排水渠の断面積

(平成16年国土交通省告示第262号)

排水管の内径及び排水渠の断面積は国土交通大臣が定める数値を下回らないものとしているため、この国土交通大臣が定める数値を、排水管の内径については 100mm、(自然流下によらないものについては 30mm)、排水渠の断面積については 5000mm<sup>2</sup> と規定しました。

資料:2004年3月12日付 国土交通省 HP

生活環境箇所 清水 圭介

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明   | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理       |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査  | 8 委託試験・研究・開発          |

